

2019年7月31日 全10頁

いまさら人には聞けない **相続法改正のQ&A<その④**>

遺留分制度の見直し、特別寄与料制度の導入等

金融調査部 制度調査課 主任研究員 金本 悠希 主任研究員 横山 淳

[要約]

- 7月1日から、昨年7月に成立した、相続法(相続に関する民法等の規定)の改正の多くの項目が施行されている。
- 相続法改正では、約40年ぶりの大きな見直しが行われている。配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。相続人以外の親族が被相続人の介護等をした場合、「特別寄与料」を請求できる規定も設けられた。
- 本稿では、相続法改正のうち、遺留分制度の見直し、特別寄与料制度の導入、法定相続 情報証明制度等のポイントをQ&A形式で紹介する。

<目次>

Q.1 相続法改正の概要	(以下、<その①>)
Q.2 配偶者の居住権の創設	
Q.3 夫婦間での居住用財産の贈与	(以下、<その②>)
Q.4 相続預金の取扱いに関する判例変更	
Q.5 預貯金の仮払い制度の創設等	
Q.6 一部分割	
Q.7 遺産分割前に処分された財産の扱い	
Q.8 自筆証書遺言の保管制度創設	(以下、<その③>)
Q.9 自筆証書遺言の方式緩和	
Q.10 遺贈の担保責任等	
Q.11 遺言執行者の権限の明確化等	
Q.12 遺留分減殺請求の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 【本稿】 2
Q.13 遺留分の算定方法の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • 3
Q.14 権利/義務の承継に関する見直し ・・・・・・・・・・・・	• • • • • • 5
Q.15 特別寄与料制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • 6
Q. 16 法定相続情報証明制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • 9

(<その③>からの続き)

Q.12 遺留分減殺請求の見直し

生前贈与により同居していた父(被相続人)の自宅を譲り受けた。ところが、父の死後、折り合いの悪い兄弟が遺留分を侵害していると主張してきた。改正された相続法の下、自宅を兄弟との共有にすることなく、金銭で解決できるか?

A. 12: 改正された相続法の下では、遺留分の請求が金銭での請求に一本化されている。

【解説】

1. 改正前の内容(改正前の問題点)

遺留分とは、法定相続人(兄弟姉妹を除く)に限って認められる、最低限の遺産の取り分をいう。

遺留分を請求できる者(遺留分権利者)から、遺留分を求める請求(遺留分減殺請求)がされると、遺留分を侵害している生前贈与などは、侵害の限度で効力を失い、その財産は遺留分権利者のものとされた。

このように、遺留分侵害に対しては、財産そのもので返還(現物返還)されるのが原則であり、例外的に金銭を支払うことも選択できるとされていた(価額弁償)。

現物返還では、例えば不動産が受贈者と遺留分権利者との共有になるなど、複雑な共有関係が生じることがあった。

このように利害が対立している者の間で共有関係が生じると、その関係を解消するために共 有相手の持分を買おうとしても合意が得られにくく、別途の手続(共有物分割請求)が必要に なるなど、権利の処理がスムーズにいかないという問題があった。

また、事業承継においては、事務所や在庫などの事業用財産が先代経営者から後継者に承継されるが、これが結果的に後継者以外の相続人の遺留分を侵害してしまうことがある。

遺留分減殺請求がされると、事業用財産が遺留分権利者との共有になるため、後継者が財産 を担保に入れたり売却したりして資金調達するのにも同意が必要になり、経営に影響するおそ れがあった。また、自社株式に対して遺留分減殺請求がされると経営権が分散されるため、承 継の目的が達成できなくなる問題も指摘されていた。

2. 改正内容

遺留分権利者は、遺留分侵害額に相当する金銭のみの請求(遺留分侵害額請求)ができるものとされ(民法 1046条)、効力が抜本的に見直されることとなった(「減殺」という用語も廃止



されている)。遺留分侵害額を請求された者(受遺者又は受贈者)が金銭の調達が難しい場合に 配慮して、裁判所に請求することで、一定期間の支払いの猶予を受けられる仕組みも設けられ ている(民法 1047 条 5 項)。

最終的にはケースごとの裁判所の判断によるものの、遺産自体の売却が難しく資力も不十分な者について、その者が金銭の調達に通常かかる期間、支払いが猶予されるものと考えられる。 また複数の猶予期間を設けることで、事実上の分割払いが認められる余地もあると思われる¹。

2019年7月1日に施行され、施行日以後の相続から適用されている。

3. 改正の影響

金銭請求に一本化されたことで、前述のような共有関係から生じる問題は起こらなくなる。 他方で、金銭請求への一本化は、遺留分権利者にとっても請求がしやすくなった面があること から、遺留分を巡るトラブルが起こりやすくなることも考えられる。

トラブル防止のためには、遺留分を侵害しないような分け方とすることが、これまで以上に 重要になると思われる。

Q.13 遺留分の算定方法の見直し

改正相続法の下、遺留分の算定方法はどう変わったのか?

A. 13: 遺留分の計算上算入される贈与の範囲などが見直された。

【解説】

(a)相続人への生前贈与の範囲

1. 改正前の内容(改正前の問題点)

遺留分の減殺対象となる贈与財産の範囲には、相続開始時の財産(遺贈・死因贈与の財産を含む)のほか、一定の生前贈与の財産が含まれる。

この生前贈与された財産の範囲は、受贈者が相続人以外の場合は相続開始前1年間の贈与に限定されるが、相続人への贈与には限定はなく、すべての期間に贈与されたものが対象になることとされていた。

相続開始より何十年も前に贈与されていた財産も、遺留分減殺請求の結果、遺留分権利者に取り戻される事態も生じ得るため、受贈者にとって不安定な権利となる問題があった。

¹ 堂薗幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』(2019 年、金融財政事情研究会) p. 108、p. 110、p. 112。



2. 改正内容

改正後は、遺留分権利者は侵害額の金銭請求をすることになる(Q.12)。この侵害額の計算の際に算入される贈与について、相続人に対するものは「相続開始前10年間の贈与」かつ「特別受益にあたる贈与」に限定することとされた(民法1044条3項)。

特別受益には結婚や生活費など相続財産の前渡しとみられる贈与が広く含まれるが、算入される生前贈与の期間や内容を改正前より限定するものといえる。

ただし、当事者双方が遺留分を侵害することを知りながらした贈与は、改正前と同じく、すべての期間のものが算入される(民法 1044 条 1 項)。

2019年7月1日に施行され、施行日以後の相続から適用されている。

3. 改正の影響

算入される生前贈与の範囲が限定され、生前贈与がしやすくなるとも思われるが、遺留分の 侵害を認識していた場合はこれまで同様、すべての贈与が算入される。

そのため 10 年が経過した贈与でも、遺留分侵害額としてカウントされる可能性がある。一般的に、相続人は被相続人の財産状況を把握しやすく、遺留分の侵害を知っていたと判断されやすいと思われる。改正後においても、遺留分を侵害しないよう、なお慎重に検討することが重要であろう。

(b) その他

1. 改正前の内容(改正前の問題点)

遺留分侵害額の請求をされた者が、遺留分権利者が支払うべき相続債務を代わりに支払っていた場合でも、遺留分の計算では考慮されなかった。そのため遺留分権利者にいったん侵害額を支払い、改めて肩代わり分を請求する必要があった。

また、遺留分の算定方法は明文化されていなかった。

2. 改正内容

肩代わりした債務が侵害額の計算時に考慮されるほか、遺留分の算定方法が明文化された(民法 1047 条など)。

2019年7月1日に施行され、施行日以後の相続から適用されている。



3. 改正の影響

相続債務は、遺留分の争いの中で一体的に処理できることになり2、簡便になった。

遺留分の算定方法については実務を明文化したものであり、特段大きな影響はないと思われる。

Q.14 権利/義務の承継に関する見直し

遺言により、法定相続分を超えて、同居していた被相続人の自宅を譲り受けた。不動産の登記は、面倒でコストもかかるため、当面、被相続人の名義のままにしておきたいが構わないか?

また、被相続人は、財産のほか、借金も残しているが、これはどのような取扱いとなるのか?

A. 14: 改正相続法の下では、

- (a)権利の承継に関しては、法定相続分を超えて財産を取得した場合、取得方法を問わず、すべて対抗要件が必要になった。
- (b)義務の承継に関しては、原則、法定相続分に応じて各相続人に請求できることが明文化された。

【解説】

(a)権利の承継

1. 改正前の内容(改正前の問題点)

相続人が法定相続分を超えて相続財産を取得した場合、その取得を第三者(例えば、他の相続人からその財産を買い受けた者や、被相続人の債権者など)に主張するために、登記などの対抗要件が必要かどうかについては、財産の取得方法によって取扱いが分かれていた。

遺産分割の場合は対抗要件が必要であるが、相続分の指定や遺産分割方法の指定(いわゆる「相続させる」遺言)の場合は対抗要件が不要とされており(判例)、後者では、相続人は特段、登記などの手続きを急ぐ必要はなかった。

例えば、相続人が子AとBの2人(相続分は各2分の1)、相続財産が不動産、遺言が「Aにすべて相続させる」というものであった場合に、Aの登記より前にBがその不動産を第三者Cに売却したケースでも、Aは不動産の全部の取得を主張できた。

² 堂薗幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』(2019 年、金融財政事情研究会) p. 135 など参照。



2. 改正内容

取得方法を問わず、法定相続分を超える権利を主張するためには、すべて対抗要件が必要になった(民法 899 条の 2)。これまで不要だった相続分の指定や遺産分割方法の指定でも、登記等が必要になる。

前述のケースでは、Aは法定相続分を超える部分(2分の1)については、権利取得を主張できない。その結果、不動産はAとCで2分の1ずつ共有することになる。

なお、預貯金や貸金などの債権については、債務者(預金であれば金融機関)への「通知」 が対抗要件とされるが、複数の相続人がいる場合の通知方法が簡素化されることとなった。

すなわち、法定相続分を超えて権利を取得した相続人が、遺言や遺産分割の内容を示したうえで債務者に通知すれば、共同相続人全員が通知したものとみなされ、債務者に対して権利を主張できる(民法 899 条の 2 第 2 項)。

2019年7月1日から施行されている。

3. 改正の影響

改正された民法の下では、対抗要件が必須となるため、相続登記等が重要になる。これまで 相続では登記不要のケースがあったことから登記に対する意識が薄い相続人も多いと思われる。 法定相続情報証明制度(Q.16)の活用も有益だろう。

(b)義務の承継

1. 改正前の内容(改正前の問題点)

相続財産のうちマイナスの財産(相続債務)については、原則、各相続人が法定相続分で承継する取扱いがされていた(判例)。

2. 改正内容

従来の取扱い(判例)が明文化された(民法902条の2)。

2019年7月1日から施行されている。

3. 改正の影響

従来の取扱いの明文化であり、実務上の影響は少ないだろう。

Q.15 特別寄与料制度

相続法改正で、被相続人に対する介護等の貢献を行った者に対して報いる仕組みが拡充され



たというのは本当か?

A. 15:被相続人の相続人でない親族が、無償で被相続人の介護などをした場合、「特別寄与料」の支払いを請求できる制度が創設された。

【解説】

1. 改正前の内容(改正前の問題点)

改正前から、相続人が被相続人の介護などをした結果、被相続人の財産が維持・増加したという貢献が認められれば、相続開始後の遺産分割において、その貢献を「寄与分」として財産的に評価したうえで相続分に上乗せできる制度がある(寄与分制度)。

この制度が適用されるのは、被相続人の「相続人」とされている。そのため、相続人でない者、例えば被相続人の息子の妻などが介護をしても、この寄与分の上乗せを受けることはできない。息子(夫)の相続分に上乗せすることで報いるケースもあるが、息子(夫)が先に亡くなっている場合などは、この方法をとることもできない。

結局、被相続人の遺言がなければ、貢献に対して金銭的に報われるのは難しくなり、相続人の場合と比べて不公平でないかという問題があった。

2. 改正内容

相続人以外の者のうち一定の範囲に限って、貢献に対して金銭的に報いることができるよう になった。

すなわち、被相続人の親族で、相続人でない者(特別寄与者)が、無償で介護などの労務提供をして被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合、相続開始後、相続人に対して金銭(特別寄与料)を請求できることとされた(民法 1050 条)(図表 1)。

図表 1 特別寄与料制度と寄与分制度の比較

	寄与分制度	特別寄与料制度
請求できる人	法定相続人 (配偶者、子、父母、兄弟姉妹など)	相続人以外の親族 (6 親等内の血族、3 親等内の姻族)
貢献の内容	労務の提供・財産上の給付	無償の労務の提供
貢献の程度	相続人に通常期待される程度を超えた 高度な貢献が必要	一定程度を超えた貢献であればよい
請求の方法	遺産分割の際、相続分に上乗せ	相続人に対して請求
請求の手続	遺産分割の手続の中で主張	協議、調停、審判

(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成



請求できる者は、相続人を除く被相続人の「親族」であるから、6親等内の血族・3親等内の姻族まで広く含まれる(民法 725条)。実際に考えられるのは、被相続人の子の配偶者、甥・姪、配偶者の連れ子などであろう。

なお、被相続人の事実婚の配偶者や、その連れ子、同性カップルのパートナーなどは、民法 上、「親族」に含まれないため、この制度を利用することができない。これらの者が行った貢献 に報いる場合には、遺言を活用することが考えられるだろう³ (遺言制度の見直しについては、 Q8、Q9 を参照)。

貢献の内容は「無償での労務提供」に限定されており、寄与分制度と異なり、金銭出資などの「財産上の給付」は貢献として認められない。労務提供の内容としては、被相続人の療養看護(介護)が明文上挙げられているが、それに限られない。例えば、被相続人の家業を手伝ったりする場合なども含まれると考えられる⁴。

ただし、無償であることが必要なため、労務提供の対価として、日当や給料を受け取っていたり、遺言や生前贈与により被相続人から財産を譲渡されていたりした場合は、一般に、無償とはいえないため、請求できないと思われる。

貢献の程度は、一定程度を超えた貢献であればよく、寄与分制度よりハードルが低くなっている。相続人が相続分に加えさらに寄与分の上乗せを求めるには相応の貢献が求められるが、相続分をもらえない親族であればそこまでの貢献は必要ないといえるためである。具体的な判断要素は定められていないが、例えば、「療養看護がされた事案においては、療養看護の具体的態様に加え、被相続人が療養看護を必要とする状況にあったか否か、療養看護が継続的に行われたか否か等の事情が考慮される」5と解されている。

仮に相続人が複数いる場合、この特別寄与料の支払いは、各相続人が相続分に応じて負担することになる(民法 1050 条 5 項)。

2019年7月1日に施行され、施行日以後の相続から適用されている。

3. 改正の影響

被相続人の息子の妻による介護などの典型的なケースにおいて、その貢献が正当に報われることになる意義は大きい。他方で、相続人への金銭的な請求がされることで、親族の間にわだかまりが起こることは避けがたく、紛争が長期化するおそれもある。

このような紛争を避けるためには、貢献に対する報酬をあらかじめ遺言で定めておくことが、 改正後もなお有益といえる。介護を誰が担うのか、その介護への金銭的な手当ての方法を含め て、あらかじめ準備しておくべきことが望まれるだろう。

⁵ 堂薗幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』(2019 年、金融財政事情研究会) p. 165。



³ 堂薗幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』(2019年、金融財政事情研究会) p. 165。

⁴ 堂薗幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』(2019 年、金融財政事情研究会) pp. 162-163。

特別寄与料は相続人から取得するものだが、相続税法上は被相続人から遺贈により取得した とみなされ、特別寄与者には相続税が課される。一方、特別寄与料を特別寄与者に支払った相 続人は、課税価格から支払った特別寄与料を控除して相続税額を算出する。

Q.16 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度とは何か? どのようなことに利用できるのか?

A. 16: 法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局(登記所)に一定の書類を提出することで、 法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度である。

法定相続情報証明制度で取得した書面を、戸籍謄本等の代わりに各種の相続手続に利用できる。

【解説】

1. 制度導入前の内容(導入前の問題点)

相続手続では、被相続人の「相続財産」のほか「法定相続人」を明らかにする必要がある。そのため、相続税の申告や相続登記の際、被相続人の「戸籍謄本」等の提出が求められる。

これは、すべての法定相続人を明らかにするためのものであることから、被相続人が生まれてから亡くなるまでの一連の戸籍謄本等の束を用意しなければならない。また、謄本等は「原本」である必要がある。

したがって、相続人は、相続税の申告や預貯金の払戻し、不動産の移転登記などの手続ごと に、戸籍謄本等の束を提出し、返却を受けてから次の手続に移るか、手続を同時並行するため には束を複数セット用意する必要があり、時間や費用の面で負担が大きかった。

2. 制度の内容

2017年5月から、相続人が法務局(登記所)に一定の書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する「法定相続情報証明制度」が導入された(図表2)。

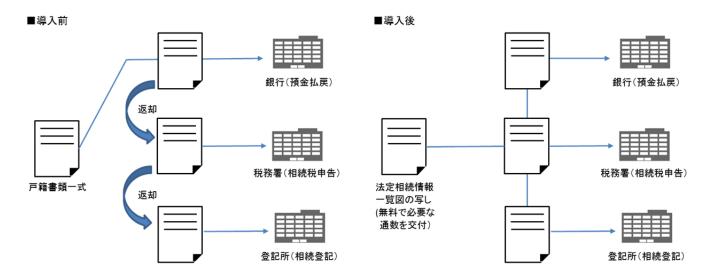
具体的には、まず相続人(またはその代理人)は、被相続人の一連の戸籍謄本等のほか、住 民票の除票などを用意して「法定相続情報一覧図」を作成する。

この一覧図を法務局に提出しておけば、5年間、その一覧図の写し(法務局の認証文付き) の交付を無料で受けられ、戸籍謄本等の束の代わりに使うことができる。

2018年度税制改正で利用範囲が拡大され、2018年4月以後、一定の形式のものに限り、相続税の申告書の添付書類としても利用できるようになった。相続人の住所を記載すれば、相続登記において相続人の住民票の写し等の代わりにも使うことができる。



図表2 法定相続情報証明制度(イメージ図)



(出所) 法務省資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 改正が実務に与える影響

相続登記、預金払戻しのほか、相続税の申告手続での利用も可能になり、相続人にとってメリットは大きいと考えられる。

なお、相続税の申告手続に利用できる形式が限定されている点には注意が必要だ。

(以上)

